

<p>物品又は役務の名称及び数量</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 物品調達又は業務内容</p> <p>(3) 物品調達時期又は履行期間</p> <p>(4) 履行場場所</p> <p>(5) その他</p>	<p>(1) 岩国ポートビル周辺の草刈、低木剪定、支障木伐採及び処分等業務</p> <p>(2) 岩国ポートビル周辺での上記作業</p> <p>(3) 5月18日から7月10日の間 (※但し、現場着手は6月19日以降)</p> <p>(4) 岩国市新港町 地内 約1,880㎡</p>
<p>見積書を提出させる者の選定に係る基準 (契約申込に要する資格)</p>	<p>○障害者総合支援法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 <p>○障害者基本法に規定する小規模作業所</p> <p>○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者</p> <p>○山口県内に事業所を有すること</p>
<p>契約相手方の決定の方法</p>	<p>(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。</p>
<p>見積書の提出方法</p>	<p>(1) 提出期限 令和8年5月18日(月)正午</p> <p>(2) 提出先 住 所：岩国市新港町四丁目 26-5 所 属：岩国港湾管理事務所 連絡先：0827-22-2271</p>

仕 様 書

1 本業務は、位置図A，Bに示した場所における草刈、
低木の剪定、支障木の伐採及び処分と一般ごみの回収及
び処分です。

2 業務時間：平日の8:30～17:00までの間

3 現場作業期間：

令和8年6月19日～令和8年7月10日の間

(令和8年5月18日～令和8年6月19日の間は許可手続
期間とし、現実の着手は6月19日以降とすること。なお、
契約期間の延長は不可とします。)

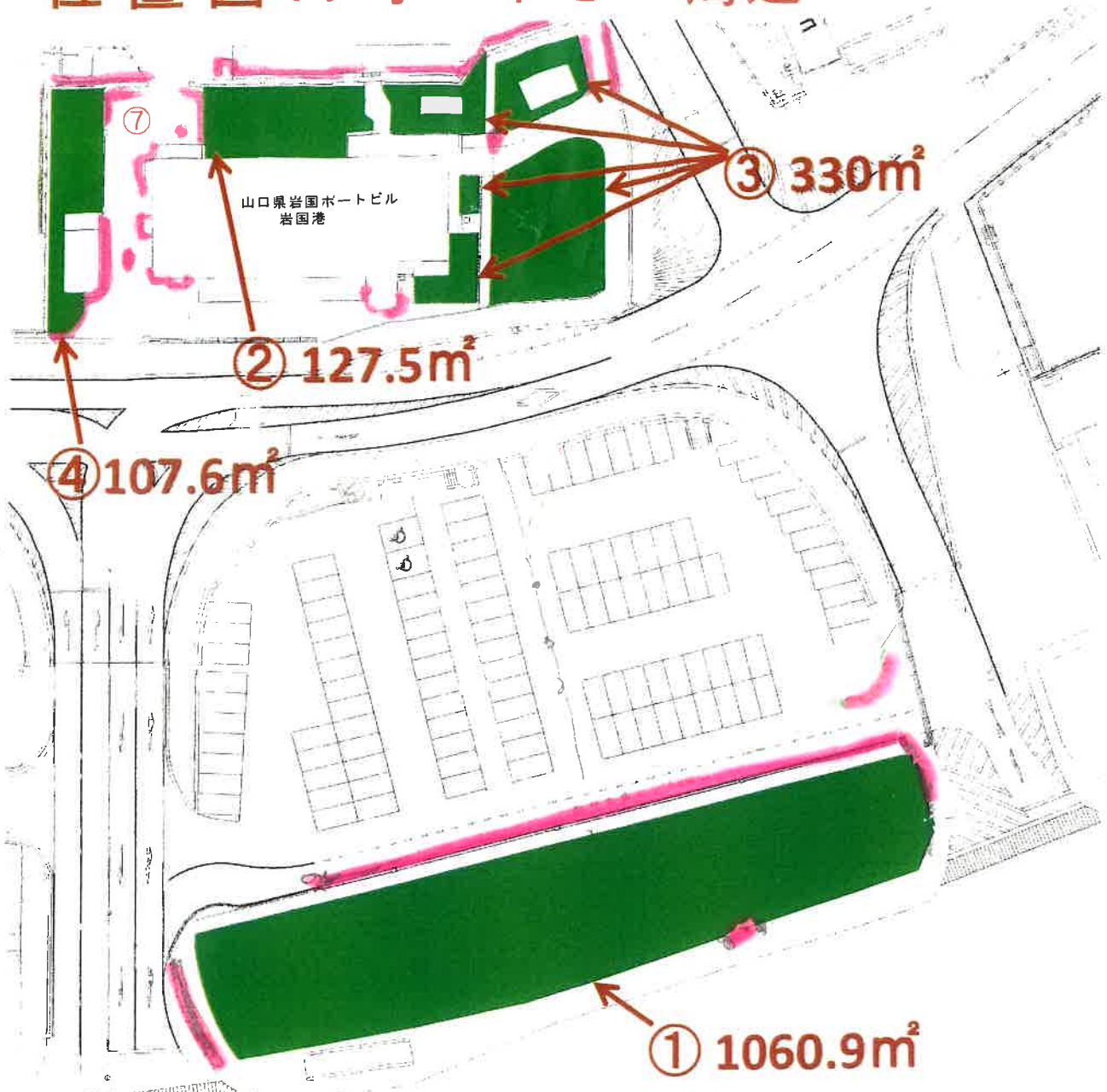
4 完了後は、業務実施前後の写真を提出し、担当者の検査
を受けてください。

5 伐採枝、刈草については一般廃棄物となるため、一般廃
棄物収集運搬業の許可を有していない場合は、着手前に岩
国市へ問い合わせのうえ、手続きを行うこと。

(※岩国市によると、公的機関（国または山口県）からの
委託業務については、「限定許可」が可能とのことです。)

なお、取得後は許可証を呈示すること

位置図 A ポートビル周辺



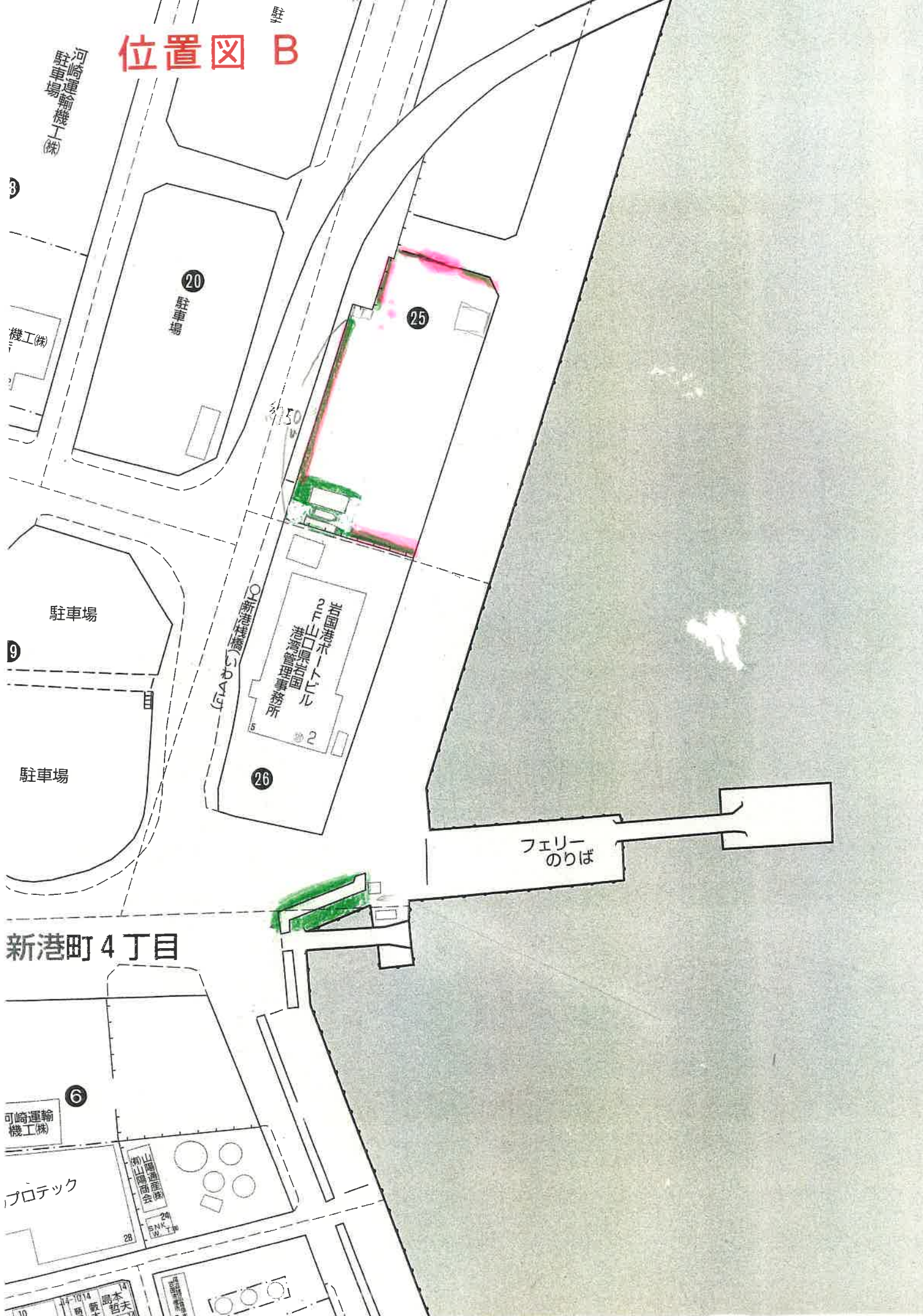
箇所	面積(m ²)
①	1060.9
②	127.5
③	330.0
④	107.6
⑤	124.0
⑥	30.0
計	1780.0

⑦ ... ●
 アスファルトから
 出ている目立つ
 雑草の除去



岩国港ポートビル
 2F 山口県岩国
 港湾管理事務所
 5 2

位置図 B



新港町4丁目

フェリーのりば

20 駐車場

25

26

6 可崎運輸機工株

プロテック

新国海産物株式会社
山口県ホテル
海産物管理事務所

10 14 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100